

「専利審査指南」 (2010 年 2 月 1 日より施行)	「専利審査指南改訂草案（意見募集稿）」 ¹
	第五部分第十一章 専利開放許諾 1. 序文 専利法第 50 条、第 51 条及び専利法実施細則第 86 条乃至第 90 条の規定に基づいて本章を制定する。 専利法第 50 条及び第 51 条の規定に基づいて、専利権者は自らの意思で書面により専利局にいかなる単位又は個人にその専利の実施を許諾することを声明し、かつ実施料の支払方法と基準を明確にしている場合、専利局は公告し、開放許諾を実施する。いかなる単位又は個人は、開放許諾に係る専利の実施をする意向がある場合、書面により専利権者に通知し、公告された実施料の支払方法、基準に従って実施料を支払えば、専利の実施許諾を取得したことになる。 開放許諾の声明を提出する専利権者は、いかなる単位又は個人に、中国の国内で、その開放許諾に係る専利を実施することを許諾すると声明しなければならない。 専利局は専利権者の提出した開放許諾声明が規定を満たしているか否かの審査をした後、公告するか否かの決定をする。 本章は、専利開放許諾声明の提出、専利開放許諾声明の撤回、専利開放許諾の登録と公告、専利開放許諾実施契約の発効、専利開放許諾実施契約の届出、開放許諾実施期間の費用減免手続、及び開放許諾の実行に係る専利の法的手続について規定する。 2. 開放許諾に関する原則 専利開放許諾制度を創設する目的は、専利技術の実施と運用を促進するために、国務院専利行政部門を通じて専利開放許諾情報を公告し、専利技術の需給双方のつなぎ合わせを助けることである。専利開放許諾に関する手続は以下の原則に従わなければならない。 (1) 自主の原則 開放許諾声明における許諾条件の審査について、関連規定を満たしたことを前提に、当事者

¹ 原文は国家知識産権局の公式サイト https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art_75_166474.html

	は自主の原則に従って自由に許諾条件を設けることができる。ただし、明らかに不合理な実施料基準については、専利局は当事者に関連証明書類の提供を要求する権利を有する。 <u>(2) 合法の原則</u> 開放許諾の取引の安全を守るため、専利局によって公告された専利開放許諾に係る専利権は有効でなければならない。規定に従って年金を納付していなかったなどの理由に起因する専利権の終了又は失効の場合、専利局は開放許諾声明の撤回を公告する権利を有する。 <u>(3) 公開の原則</u> 専利開放許諾声明の公告後、専利局は開放許諾声明における全部の内容を公開する。
	3. 専利開放許諾声明の提出 専利権が開放許諾を行う場合、専利権者は専利局に専利開放許諾声明を提出しなければならない。専利開放許諾声明は原則として電子方式で提出しなければならない。電子方式での提出が困難な場合、専利局の指定場所に直接提出することができる。 3.1 専利開放許諾声明の客体 専利開放許諾声明の客体は、すでに権利付与公告された発明専利、実用新案専利又は意匠専利でなければならない。 次に掲げる状況で提出された専利開放許諾声明は公告しない。 (1) 専利権が独占又は排他的実施許諾の有効期間内で、かつ許諾契約がすでに届出されている場合、 (2) 専利権の帰属により紛争が生じ又は人民法院の裁定により専利権に対して保全措置が取られ、関連手続がすでに中止されている場合、 (3) 専利権が年金滞納期間中である場合、 (4) 専利権について質権が設定され、質権の設定者の同意を経していない場合、 (5) 専利権がすでに終了している場合、 (6) 専利権がすでに全部無効と宣告されている場合、 (7) 実用新案又は意匠専利は専利局による専利権評価報告がまだ作成されていない場合、 (8) 専利権評価報告に実用新案又は意匠専利権が専利権付与要件を満たしていないことが示

されている場合

(9) その他の公告しない状況。

3.2 請求人の資格

専利法実施細則第 86 条第 1 項、第 2 項の規定によると、専利権者は専利局に開放許諾声明を提出することができる。専利権が複数の専利権者の共有に係り、共有者が共有している専利権について開放許諾声明を提出する場合は、共有者全員の同意を得なければならない。

3.3 専利開放許諾声明

請求人は所定の様式で専利開放許諾声明とその他の提供が必要な書類を提出しなければならない。

専利開放許諾声明には次に掲げる事項を明記しなければならない。

(1) 専利番号

(2) 専利権者の氏名又は名称

(3) 専利実施料の支払方法と基準

(4) 専利の許諾期限

(5) 専利権者の連絡先

(6) その他の明確にすることが必要な事項。

専利開放許諾声明の内容は正確で明確でなければならず、明らかな商業的宣伝用語が現れてはならない。専利許諾期間は最長で専利権の存続期間を超えてはならない。

専利開放許諾声明は専利権者が署名または押印しなければならない。専利権が複数の専利権者の共有に係る場合は、代表者が署名又は押印し、同時に共有専利権者が署名又は押印した開放許諾に同意する証明書類を添付する。専利代理機構に委託する場合、専利開放許諾声明は専利代理機構が押印し、同時に専利権者全員が署名又は押印した開放許諾に同意する証明書類を添付しなければならない。

3.4 公告の許可と公告不許可

(1) 専利開放許諾声明が審査を経て、規定を満たしている場合、専利局は公告を許可する。

(2) 専利開放許諾声明が審査を経て、規定を満たしていない場合、専利局は公告を許可するこ

	<u>となく、請求人に理由を説明する。</u> 3.5 専利開放許諾声明の発効 <u>専利開放許諾声明は公告日より効力が発生する</u>
	4. 専利開放許諾声明の撤回 4.1 専利権者による開放許諾声明の撤回 <u>専利権者は開放許諾声明を撤回することができる。専利権者が開放許諾声明を撤回する場合、開放許諾声明撤回の請求を提出しなければならない。開放許諾声明撤回の請求は専利権者が署名又は押印しなければならない。専利権が複数の専利権者の共有に係る場合、代表者が署名又は押印し、同時に共有専利権者が署名又は押印した開放許諾声明の撤回に同意した証明材料を添付する。専利代理機構に委託する場合、開放許諾声明撤回の請求は専利代理機構が押印し、同時に専利権者全員が署名又は押印した開放許諾声明の撤回に同意する証明材料を添付する。開放許諾声明の撤回はいかなる条件も付けてはならない。</u> <u>開放許諾声明撤回の請求は審査を経て、規定を満たす場合、専利局は開放許諾声明の撤回の公告を許可する。規定を満たさない場合、専利局は開放許諾声明の撤回の公告を許可せず、請求人に理由を説明する。</u> <u>開放許諾声明の撤回は、公告日より効力が発生する。開放許諾声明が公告により撤回された場合、その前に与えた開放許諾の効力には影響を及ぼさない。</u> 4.2 専利局の公告による撤回 <u>専利局はすでに公告した開放許諾声明が関連規定を満たさないことを発見した場合、遅滞なく公告により撤回し、同時に専利権者及び届出した被許諾人に通知しなければならない。</u> <u>専利開放許諾声明の発効後、専利局が専利権の全部無効の宣告決定書を発行した場合、又は専利権者が規定に従って年金を納付していないことに起因して専利権が終了し、専利局が専利権終了通知書を発行した場合、専利局は公告した開放許諾声明を公告により撤回する。</u>
	5. 専利開放許諾の登録と公告 <u>専利実施の開放許諾に係る内容は専利登録簿に登録され、専利公報にて公告される。</u> <u>専利開放許諾声明の発効が専利公報にて公表される項目は、主分類番号、専利番号、開放許</u>

	<u>諾声明番号、専利権者、発明の名称、出願日、権利付与公告日、専利実施料の支払方法と基準、専利許諾期間、専利権者の連絡先、開放許諾声明の発効日などを含む。</u> <u>専利開放許諾声明の撤回が専利公報にて公表される項目は、主分類番号、専利番号、開放許諾声明番号、専利権者、発明の名称、開放許諾声明の撤回日などを含む。</u>
	<u>6. 専利開放許諾実施契約の発効</u> <u>いかなる単位又は個人が書面により専利権者にその開放許諾専利の実施の意向を通知し、公告された実施料の支払方法及び基準に従って実施料を支払えば、専利開放許諾実施契約が成立し、かつ効力が発生する。ただし、関連法律、行政法規に別途の定めがある場合は除く。</u> <u>開放許諾された専利が中国国内の単位又は個人のもので、外国人、外国企業又は外国のその他の組織が当該専利を実施する意向がある場合、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」及び「技術輸出入契約登録管理弁法」の規定を満たさなければならない。</u> <u>開放許諾された専利が中国国内の単位又は個人のもので、中国香港、中国マカオ又は中国台湾地区の個人、企業又はその他の組織が当該専利を実施する意向がある場合、上述の規定を参照する。</u>
	<u>7. 専利開放許諾実施契約の届出</u> <u>許諾人と被許諾人のいずれか一方が、開放許諾実施契約の効力発生後、開放許諾実施契約の発効を証明できる書面を専利局に届出する。</u> <u>専利開放許諾実施契約の届出は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</u> <u>(1) 請求人の署名または押印した専利実施許諾契約の届出申請表</u> <u>(2) 被許諾人の書面通知証明</u> <u>(3) 実施料の支払い証明（又は専利権者が実施料を受取った証明）</u> <u>(4) 請求人の身分証明</u> <u>(5) 代理を委託した場合、委託権限を明記した委任状</u> <u>(6) 担当者の身分証明書</u> <u>(7) その他の提供が必要な書類。</u> <u>専利開放許諾実施契約の届出手続は「専利実施許諾契約届出弁法」を参照して実行する。</u>

8. 開放許諾実施期間の費用減免手続

専利開放許諾実施契約の発効から許諾期間が満了するまでは開放許諾実施期間である。

専利開放許諾実施契約の届出手続とともに、費用減免請求を提出したとみなす。専利開放許諾実施契約の届出が認められた場合、専利権者は、専利開放許諾実施期間に納付すべきまだ期限がきていない年金の減免を請けることができる。専利権者が複数項目の費用減免条件を満たしている場合、減免比率の高い方の条件に基づいて減免する。

開放許諾を実行する専利権者が被許諾人と実施料について協議後に通常許諾を与えた場合、開放許諾の実施には該当しない。双方によって締結された専利実施許諾契約は、「専利実施許諾契約届出弁法」に基づいて届出をすることができるが、年金の減免を請求することはできない。

9. 開放許諾の実行に係る専利の法的手続

開放許諾の実行に係る専利について、次に掲げる手続をする前に、専利権者はまず専利開放許諾声明を撤回しなければならない。

(1) 専利権の移転により、書誌的事項の変更の申請を提出した場合、

(2) 専利権者が書面によりその専利権の放棄を声明した場合、

専利権者が開放許諾の実行に係る専利権について質権を設定し、専利権の質権設定の登録手続をする場合、質権設定者が開放許諾の続行に同意する旨の証明材料を提供しなければならない。

専利局は権利の帰属に関する紛争の当事者の請求、又は人民法院の要求に基づいて関連手続を中止する場合、開放許諾声明の撤回及び専利開放許諾実施契約の届出などの手続を一時停止する。